

第1章 総論

1 策定の趣旨

公益財団法人がん研究振興財団の推計によれば、生涯のうちにがんに罹患する可能性は「おおよそ2人に1人（男性で54.9%、女性で41.6%）」とされています。（がんの統計'11）

がんは加齢により罹患リスクが高まることから、今後高齢化が進展することを踏まえると、全国的にがんに罹患する人及びがんにより死亡する人は急増していくと見込まれています。

国では、がんが国民の生命及び健康にとって重大な課題となっていることから、平成19年4月1日に「がん対策基本法（以下「基本法」といいます。）」を施行し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための「がん対策推進基本計画（以下「国基本計画」といいます。）」を策定しました。

さらに、国は、国基本計画が策定されてから5年が経過したことから、これまでのがん対策を評価した上、新たな課題に対応するため、基本法第9条第7項の規定に基づき、国基本計画の見直しを平成24年6月に行ったところです。

本県では、基本法に基づき、平成20年3月に「埼玉県がん対策推進計画（計画期間 平成20年度から平成24年度、以下「前計画」といいます。）」を策定し、がん診療連携拠点病院[※]等の整備、緩和ケア提供体制の強化、地域がん登録の実施など、計画の着実な進展を図ってまいりました。

がんは、昭和56年から本県の死因の第1位であり、平成23年には年間1万7千人以上（死亡者のおよそ10人に3人）が、がんが原因で亡くなっています。

全国一のスピードで高齢化が進展する本県では、今後、がんの罹患や死亡が増加することが見込まれます。そこで、がん医療や支援体制のより一層の充実、がんの教育、小児がん、働く世代へのがん対策などの新たな課題への対応が求められています。

このため、前計画の見直しを行い、「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を図るために、平成25年度から平成29年度までの5年間における「埼玉県がん対策推進計画（以下「本計画」といいます。）」を策定するものです。

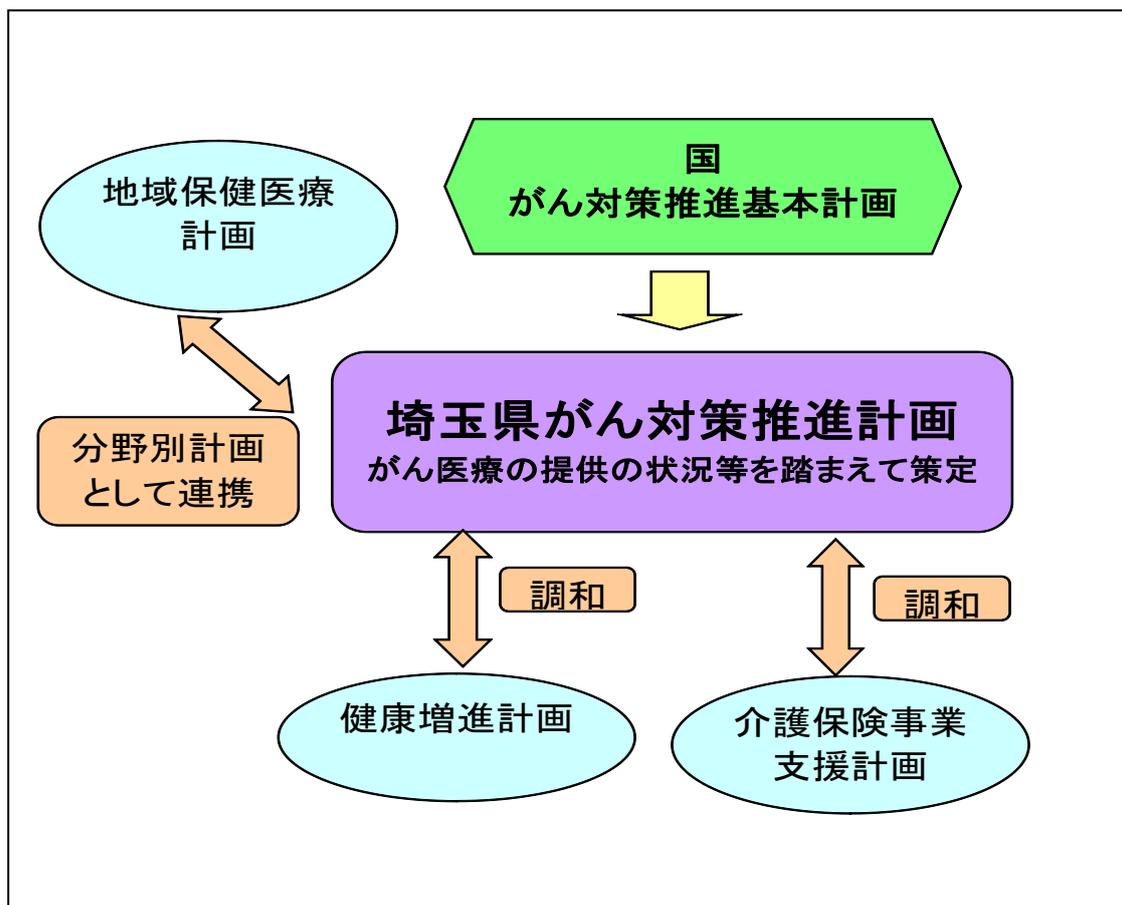
「がん」は「悪性新生物」とも呼ばれ、他の組織との境界に侵入したり（浸潤）、あるいは転移し、身体各所で増大することで生命を脅かす悪性腫瘍のことです。一般的に「がん」と「悪性新生物」は、ほぼ同義語として用いられています。

本計画では、出典元で「悪性新生物」という言葉を使用している場合以外は「がん」という言葉で統一して記載しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、本県のがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定し、基本法第11条第1項の規定に基づくがん対策推進計画として、また、県の保健医療行政の総合計画である埼玉県地域保健医療計画の分野別計画として位置づけます。

その実施に当たっては、保健、医療、介護、福祉の関連計画と調和を保ち、また県の保健医療行政の総合計画である埼玉県地域保健医療計画の分野別計画として、連携をしながら本県のがん対策を推進していきます。



3 計画の構成

本計画は、本県におけるがん患者の状況やがん医療の提供の状況等を踏まえ、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、本県がん対策の基本的方向について示しています。

本計画は、5章で構成されています。

第2章では、がんを取り巻く現状と課題、第3章では、目指す埼玉のすがた、第4章では、具体的な取組、第5章では、計画推進のための役割を示しています。

4 計画の期間

この計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5か年とします。

なお、計画期間内であっても、急激な社会情勢の変化が生じた場合などには、必要に応じて計画の変更を行います。

5 計画の進捗状況の把握及び評価

県は、がん対策の確実な推進を図るため、学識経験者、医療関係者、関係団体、がん患者・県民の代表等で構成される「埼玉県がん対策推進協議会」において、進捗状況の把握や評価等について協議、検討を行います。

また、がんを取り巻く状況変化が速いことから、平成27年度に中間評価を行うものとします。

さらに、基本法第11条第3項の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行います。

本県におけるがん対策は、県による取組だけではなく、県民、医療機関、検診機関、事業者、医療保険者、関係団体、市町村、民間企業・団体など幅広い主体との協働や情報共有の下に施策を展開していきます。

【がん対策基本法第11条第3項】

都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。